



●勤務医に関する話題や投稿などで構成するコーナーです。勤務医生活の雑感、あるいは意見をこの欄にお寄せください。
●投稿要領…700字程度、名古屋市昭和区妙見町19-2、愛知県保険医協会「勤務医コーナー」係まで。薄謝進呈致します。

学問の自由は憲法23条、 学校給食の食物アレルギー 対応は憲法13条

丹羽郡 坂本龍雄

私の本職は大学教員。新型コロナウィルスの感染拡大で医療機関の経営が厳しくなっていると聞いてはいたが、非常勤で週一回担当している小児アレルギー外来の年内閉鎖を通告されて困惑している。小児科の本体も半減するという。小児医療提供体制の不備・不足

が言われて久しいが、問題解決を遅らせてしまっている我々の弱腰が新型コロナウィルスにつけ込む隙を与えてしまったようだ。引き続き医療機関に対する国の支援を求めていくのは当然だが、ぼんやりとではなく腹の底から大声を張り上げないといけないと思う。

私は認定NPO法人アレルギー支援ネットワークの役員として、学校給食における食物アレルギー対応の整備発展に力を注いでいる。食物アレルギー児童に安全に給食を提供するためには、食物アレルギー診断、すなわち原因食物の特定と安全摂取可能量の決定が適正に行われなければならない。そのためには食物経口負荷試験が欠かせない。しかし、小児アレルギーの専門医も専門施設も不足しており、コロナ禍の影響で現状の医療資源の確保すらおぼつかなくなっている。

給食の食物アレルギー対応は原因食物の除去食対応が基本になっており、除去による料理や栄養の不足を家庭からの弁当対応で補っている。しかし、家庭の養育機能や経済力の格差の広がりを考慮すると、除去食対応では学校給食法第二条にある「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る」という給食の第一の役割を十分に保証できない。そもそも学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」(同法第一条)であり、食物アレルギーの有無にかかわらず等しく児童生徒に与えられた権利である。即刻、自助に頼る除去食対応を改め、代替食対応とすべきだと考える。合理化・削減が進む学校や調理場の施設や人員等を勘案して仕方がないとしてい

ては、食物アレルギー児童への給食対応は一向に進歩しないとと思う。憲法が示す最も重要な価値観は、一人ひとりの人間はかけがえない存在であり、個人として尊重されなければならないということである。未来を担う子どもたちに対して、私たち大人はそのための努力や負担を決して惜しんではならない。

日本学術会議の推薦会員六人の任命を拒否した問題も看過できない。学問の自由に対する露骨な挑戦である。学問の自由を守り学校給食を充実させるため、一刻も早く菅政権を打倒し、野党連合政権を樹立するしか道はない。未来を担う子どもたちの顔々を思い浮かべながら頑張りたい。